

# 年金だより

第35号

令和6年  
6月発行

## もくじ

P2 令和6年4月からの  
年金額について

P3 年金の税金について

P4-5 令和6年4月から  
在職老齢年金制度の  
支給停止の基準額が  
50万円に変わりました

P6-7 こんなときには届出を

P8 ねんきんカレンダー

# 令和6年4月からの 年金額について

**令和6年度の年金額は、昨年度から2.7%の引上げとなりました。  
～ 6月に支給する4月分の年金額から反映されました ～**

年金額は、毎年見直しがあり、物価変動率や名目手取り賃金変動率(以下「賃金変動率」といいます。)に応じて改定され(退職等年金給付を除く。)、6月発行の年金だよりにて毎年お知らせしているところです。

令和6年度の場合、物価変動率はプラス3.2%、賃金変動率はプラス3.1%となりました。このように物価変動率が賃金変動率を上回る場合は、法律の規定により、年金額は賃金変動率を用いて改定が行われます。

また、令和6年度は改定率がプラスとなりますので、マクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)も行われます。

よって令和6年度の年金額は、**2.7%(+3.1% - 0.4%)の引上げ**となります。

※生年月日や組合員であった時期の違いなどによって、実際に支払われる年金額に適用される改定率が異なります。必ずしもすべての方が令和5年度と比べて2.7%の引上げとなるわけではありません。

なお、昭和61年時点の額が保障される決定方式(みなし従前額保障)の方の場合、共済組合から支給される年金額が減額されることもあります。

## 参考

### ●マクロ経済スライドとは

年金額が、賃金や物価の伸びに応じて増額改定となるときに、年金の支え手の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える仕組みをマクロ経済スライドといいます。

この仕組みは、平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

## 年金額改定通知書について

**見本**

XXX-XXXX  
XXX-XXXX  
000000  
0000001-2-3  
わん かつ 株

令和6年4月分から右記のとおり年金額を改定しました。

この決定に関し不服があるときは、行政不服審査法により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に文書又は口頭で、その趣旨及び理由を付けて、全国市町村職員共済組合連合会審査会宛に審査請求することができます。  
また、この決定があったことを知った日から6月以内に全国市町村職員共済組合連合会を被告として行政事件訴訟法による取消訴訟を提起することができます。  
※法制局に対する不服は、審査請求の対象になりません。

令和6年6月1日  
全国市町村職員共済組合連合会 理事長

**年金額改定通知書**

年金の種類 退職共済年金  
基礎年金番号 XXXX-000000 年金コード 1170  
年金証書記号番号 第8XXX-0000000000 号  
受給権者氏名 わん かつ  
受給権者生年月日 昭和24年8月10日  
**特種停給等・繰下げ等・戻付請求・繰上取り戻し等**

決定年金額(年額)		1,266,568円
年金額の内訳	報酬比例額	1,120,000円
	内訳・中間額	第2・3号 ( )円
	第1号 ( )円	
	第4号 ( )円	
職域年金額		146,322円
光額・経過的加算額		246円
加給年金額・加算額		
長の特別加算額		
繰下げ加算額		0円
支給停止額(年額)		0円
支給年金額(年額)		1,266,568円
改定事由	給料再評価	
変更事由		

今年度の年金額の改定については、年金額改定通知書の改定事由欄に「給料再評価」と表記されています。

※決定年金額(年額)等が、内訳の合計額と異なる場合があります(端数計算によるもの)。

令和6年4月からの年金額について

2 年金だより Vol.35

# 年金の税金について

## 令和6年分所得税・令和6年度分個人住民税の 定額減税について

令和6年度の税制改正により、課税対象となる老齢を事由とする年金(老齢厚生年金等)を受給されている国内居住の方は、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されます。

- 所得税については、令和6年6月に支払われる年金から源泉徴収される税金が減税されます。減税額は、受給権者本人及び扶養親族等1人につき3万円までです。
- 個人住民税については、令和6年10月に支払われる年金から特別徴収される税金が減税されます。減税額は、受給権者本人及び扶養親族等1人につき1万円までです。
- 減税しきれない金額は、以後の年金の支払いの際に順次控除されます。
- 定額減税の対象となる扶養親族等は、共済組合に提出された令和6年分の扶養親族等申告書に基づき判定します。
- 定額減税の詳細については、所得税は国税庁ホームページ、個人住民税はお住まいの市区町村ホームページ等でご確認ください。

※年金支払通知書には、減税後の所得税額及び個人住民税額が印字されます(減税額については記載されません)。減税額については、所得税は令和7年1月下旬に送付する源泉徴収票を、個人住民税は市区町村から送付される通知等をご確認ください。

## 森林環境税について

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する目的で創設された国税です。

- 令和6年度から、国内居住の方に対して1人年額1,000円が課税されます。
- 年金から個人住民税を特別徴収されている方は、10月以降の年金のお支払いの際に個人住民税と併せて特別徴収されます。
- 森林環境税の詳細については、総務省ホームページまたはお住まいの市区町村ホームページ等でご確認ください。

※年金支払通知書の「個人住民税」欄は、令和6年10月以降に送付するものから「個人住民税および森林環境税」に表記を変更する予定です。

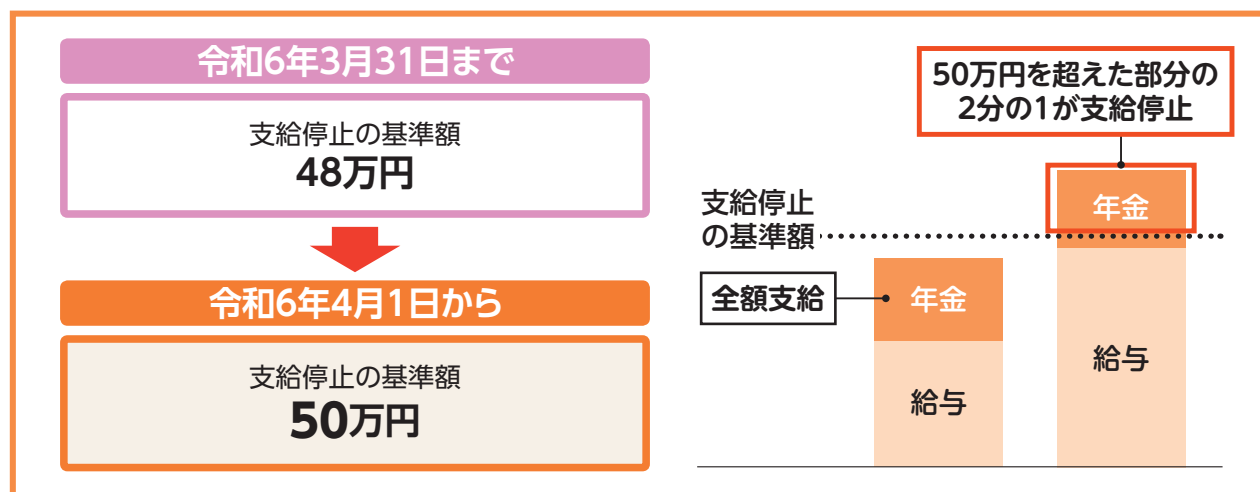
令和6年4月から

# 在職老齢年金制度の支給停止の基準額が 50万円に変わりました

## 再就職している皆様へ

老齢を事由とする年金(老齢厚生年金等)の受給権者が厚生年金の被保険者等となった場合、「給与」と「年金」の合計額が一定の基準を超えると、年金の全部または一部が支給停止となります。

また、これまでは支給停止の基準額が48万円でしたが、令和6年6月14日支給分(令和6年4月・5月分)から支給停止の基準額が50万円となりました。



※令和6年4月15日支給分(令和6年2月・3月分)までの支給停止の基準額は48万円です。

## 支給停止の対象となる年金

### ●老齢厚生年金・退職共済年金(職域年金相当部分を除く。)が対象となります。

- ・加給年金額<sup>注2</sup>は、老齢厚生年金等が全額支給停止となった場合(経過的加算額<sup>注3</sup>・繰下げ加算額<sup>注4</sup>・職域年金相当部分のみが支給される場合を含みます。)、支給停止となります。

注2～注4については、5ページをご確認ください。

- ・職域年金相当部分(旧3階部分)は、国家公務員または地方公務員の共済組合に加入している間(短期組合員である場合を除きます。)は、全額支給停止となります。

## 再就職した場合、老齢厚生年金等が支給停止となる対象者

### ●厚生年金適用事業所で厚生年金保険に加入している方

(70歳以上で厚生年金保険適用事業所に勤務する方等も含みます。)

### ●国会議員、地方議会議員の方

※公務員として再就職したときや、議員に就任したときには届出が必要となります。詳しくは、6ページをご確認ください。

# 宿泊施設一覧

令和6年4月現在

市町村・都市職員共済組合が運営している宿泊施設は年金受給権者の皆様にもご利用いただけます。

※お申込み・お問合せは各施設まで直接ご連絡ください。

「旅と宿」ホームページにて、各宿泊施設の詳細情報をご覧ください。

旅と宿

検索



ホームページ

<https://www.ctv-yado.jp/>

北海道／札幌市

ホテルポールスター札幌



シングル朝食付き **8,000円**(税サ込)～  
宿泊日により料金変動いたしますので、  
ホームページにてご確認ください。Web予約  
限定のお得なプランもご用意しております。

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西6-2  
☎011-330-2531 (宿泊予約直通)  
<https://www.polestar-sapporo.com>

北海道／札幌市

ホテルノースシティ



シングル素泊り**9,500円**(税サ込)～  
シングル朝食付**11,150円**(税サ込)～  
ホームページ限定の大変お得な宿泊プランを  
ご用意しております。詳しくは施設に直接お  
問い合わせください。

〒064-0809 北海道札幌市中央区南9条西1  
☎011-512-9748  
<https://www.northcity.or.jp/>

青森県／青森市

アップルパレス青森



人工温泉大浴場「二股炭酸カルシウム温泉」が大好評!  
シングル1泊朝食付 **8,650円**(税サ込)～  
ツイン 1泊朝食付 **7,650円**(税サ込)～  
※お得なプランもご用意しております。詳しくはホーム  
ページをご覧ください。

〒030-0802 青森県青森市本町5-1-5  
☎017-723-5610  
<https://apple-palace.com/>

宮城県／宮城郡

パレス松洲(まつしま)



1泊2食付 **11,950円**(税サ湯税込)～  
すべての客室より日本三景・松島の絶景を楽  
しめる。天然温泉のちいさなりゾート・ホテ  
ルです。旬の味覚とともに、くつろぎの時  
間をお過ごしください。

〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字浜38  
☎022-354-2106  
<https://www.palace-matsushima.jp/>

山形県／鶴岡市

うしお荘



日本海の旬の幸をご賞味ください。  
[宿泊料金]  
1泊2食付 **9,000円**(税込)～  
連泊プランもご用意しております。

〒997-1201 山形県鶴岡市湯野浜1-11-23  
☎0235-75-2715  
<https://www.ushiosou.net/>

山形県／南陽市

むつみ荘



山形の美味の数々、米沢牛とワインをご賞味  
ください。  
[宿泊料金]  
1泊2食付 **9,500円**(税込)～  
連泊プランもご用意しております。

〒999-2211 山形県南陽市赤湯233-1  
☎0238-43-3035  
<https://www.mutsumisou.jp/>

福島県／福島市

ホテル福島グリーンパレス



福島駅から徒歩2分。観光、家族旅行の拠点として最適。  
シングル**5,082円**(税サ込)～、  
ツイン**4,961円**(税サ込・定員利用)～、  
和室(6、10畳)**4,961円**(税サ込・定員利用)～  
宴会、会議にも利用できます。

〒960-8068 福島県福島市太田町13-53  
☎024-533-1171  
<https://www.fukushimagp.com>



北海道

東北

**茨城県／東茨城郡** **大洗鷗松亭**

1泊2食付 **14,670円**(税込)～  
令和6年7月1日にリニューアルオープンいたします。新たな大洗鷗松亭をご家族やご友人とご利用ください。

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179-5  
**☎029-266-1122**  
<https://www.oarai-oushoutei.com/>

**栃木県／那須郡** **那須の森ヴィレッジ**

[申込] 電話またはホームページで承ります。  
[料金] 1泊2食付 **14,700円**(税サ入湯税込)～  
お得なパック・プランを取り揃えております。  
Wi-fi完備の施設です。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637  
**☎0287-78-1636**  
<https://www.nasunomori-village.jp>

**群馬県／吾妻郡** **アルペンローゼ**

60歳以上の方の平日利用(日曜日を含む。)の場合、お得な特別料金をご用意しております。  
1泊2食付 **10,000円**(税込)他  
※土曜日 夏・冬休み GW 年末年始等は除く。  
草津温泉の大浴場・身障者対応家族風呂あり。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津512-2  
**☎0279-88-1300**  
<http://www.saitama-ctv-kyosai.net/alpenrose/>

**千葉県／千葉市** **オークラ千葉ホテル**

ビジネスシングル **9,075円**(税込)～  
(1名様利用、素泊り)  
温浴施設は無料。千葉中心街からのアクセスもよく、手軽にリゾート気分が楽しめます。

〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-13-3  
**☎043-248-1111**  
<https://www.okura-chiba.com/>

**千葉県／鴨川市** **黒潮荘**

[申込] 電話またはホームページで承ります。  
[料金] 1泊2食付 **16,727円**(税サ入湯税込)～  
(特定日は別料金) 南房総の観光拠点に最適な施設です。様々なシーンでご利用ください。

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚2565  
**☎04-7092-2205**  
<https://www.kuroshioso.jp/>

**東京都／千代田区** **東京グリーンパレス**

麹町駅から徒歩1分。  
四ツ谷、市ヶ谷、半蔵門へ徒歩圏内と出張や観光の拠点として最適です。季節ごとにお得なプランもご用意しております。詳しくは、ホームページまたは直接お問い合わせください。

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地  
**☎03-5210-4600**  
<https://www.tokyogp.com/>

**東京都／立川市** **ホテル日航立川 東京**

1泊料金(1室1名様素泊り)  
シングル **11,716円**(税込)～  
様々なプランをご用意しておりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1  
**☎042-521-1111**(代)  
<https://hotelnikko-tachikawatokyo.jp>

**神奈川県／足柄下郡** **湯河原温泉 ちとせ**

1泊2食付(税サ入湯税込)  
平日 **11,200円**～  
土・祝前日 **14,517円**～  
※令和6年4月から7月まで、大規模修繕工事のため休館を予定しております。

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281-1  
**☎0465-63-0121**  
<https://www.yugawara-chitose.jp/>

**山梨県／笛吹市** **ホテルやまなみ**

1泊2食付(税サ込)  
平日 **11,645円**～ 土・休前日 **14,307円**～  
詳細は施設にお問い合わせください。

〒406-0028 山梨県笛吹市石和町駅前15-1  
**☎055-262-5522**  
<https://www.hotelyamanami.com/>



**新潟県／長岡市** **アクアレー長岡**

1泊2食付 **11,650円**～(税入湯税込)  
温泉、プール、フィンランドサウナ、マシンジム、スタジオを完備した健康増進施設です。詳細はホームページをご覧ください。

〒940-2147 新潟県長岡市新陽2-5-1  
**☎0258-47-5656**  
<https://www.aquarenagaoka.or.jp/>

**新潟県／村上市** **瀬波はまなす荘**

1泊2食付 **11,161円**～(税サ入湯税込)  
お部屋や大浴場からは日本海の夕日を一望。温泉を100%利用したエコでいやしの施設です。詳細は直接お電話にてお問い合わせください。

〒958-0037 新潟県村上市瀬波温泉1-2-17  
**☎0254-52-5291**  
<http://www.kyousai-niigata.jp/>

**富山県／中新川郡** **グリーンビュー立山**



「立山黒部アルペンルート」観光に最適のお宿。夕食時フリードリンクサービスなど“8つのおもてなし”付き1泊2食プラン(税込) 平日**13,700円**～、休前日・特定日**15,900円**～。＊料金は利用日・人数で変動します。詳細はホームページをご覧ください。

〒930-1405 富山県中新川郡立山町千寿ヶ原  
**☎076-482-1716**  
<https://www.greenview-t.com>

**石川県／小松市** **おびし荘**



1泊2食付**9,800円**～  
 開湯1300年の由緒ある名湯と新鮮な日本海の幸をお愉しください。  
 金沢市街から車で約1時間。

〒923-0316 石川県小松市井口町ホ55  
**☎0761-65-1831**  
<https://obishiso.com/>

**福井県／あわら市** **越路**



1泊2食付(税サ込) 閑散期 **11,200円**～  
 通常期 **11,900円**～ 繁忙期 **13,000円**～  
 ※閑散期、通常期、繁忙期の区分はホームページをご覧ください。

〒910-4121 福井県あわら市東温泉2-201  
**☎0776-77-3151**  
<http://www.koshiji.biz/>

**静岡県／熱海市** **シーサイドいずたが**



1泊2食付(1室2名利用時)  
 平日(1名様料金) **15,275円**(税サ込)～  
 ※夏季、年末年始、休日の前日泊を除く。  
 夕食はお部屋でくつろぎながらお愉しください。

〒413-0101 静岡県熱海市上多賀12  
**☎0120-73-1241**  
<https://www.t-kyosai.jp/izutaga/>

**滋賀県／大津市** **ホテルピアザびわ湖**



まるで絵画のような眺望。大津・ホテルピアザびわ湖は、琵琶湖を一望できる最高のレイクビューが自慢です。部屋から眺める比叡・比良の山々は絶景。四季の風情を映す美しい琵琶湖や雄大な自然を肌で感じられるホテルです。  
 1泊素泊まり **7,500円**(税サ込)～

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20  
**☎077-527-6333**  
<https://www.hotelpiazza.com/>

**大阪府／大阪市** **シティプラザ大阪**



1室素泊り  
 シングル **10,700円**～  
 コンパクトツイン **16,450円**～

〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-31  
**☎06-6947-7702**  
<https://www.cityplaza.or.jp/>

**兵庫県／神戸市** **ひょうご共済会館**



**[得とくプラン]**(繁忙日を除く)  
 1泊夕食付 **7,300円**(朝食サービス)  
**[宿泊料金]**(朝食サービス)  
 シングル**6,300円**～、ツイン**5,800円**～、和室**5,000円**～

〒650-0004 兵庫県神戸市中央区中山手通4-17-13  
**☎078-222-2600**  
<https://www.h-kyosai.or.jp/hk-kaikan/>

**兵庫県／美方郡** **ゆめ春来**



**[シルバープラン]**  
 1泊2食付 **10,910円**(入湯税別)～  
 ※対象期間についてはお問い合わせください。

〒669-6821 兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6  
**☎0796-99-2211**  
<https://www.h-kyosai.or.jp/y-haruki/>

**鳥取県／東伯郡** **渓泉閣**



宿泊(1泊2食付)  
 ※入湯税(150円)別途  
 1室3名以上のご利用料金  
 日～木曜日 **11,000円**～  
 (1室2名ご利用の場合 プラス**1,200円**)

〒682-0122 鳥取県東伯郡三朝町山田180  
**☎0858-43-0828**  
<https://www.keisenkaku.com/>

**島根県／松江市** **ホテル白鳥**



シングル朝食付 **7,900円**(税サ込)～  
 ツイン朝食付 **7,500円**(税サ込)～  
 一泊二食付プランもございます。  
 詳しくはホームページまたは直接お問い合わせください。

〒690-0852 島根県松江市千鳥町20  
**☎0852-21-6195**  
<https://www.hotel-hakucho.jp>

**岡山県／岡山市** **サン・ピーチ OKAYAMA**



1泊朝食付(税サ込) シングル **8,260円**～ ツイン(2名1室) **7,050円**～ 和室(4名以上) **7,655円**  
 お得な2食付プランもご用意しております。  
 詳しくは、ホームページまたは直接お問い合わせください。

〒700-0023 岡山県岡山市北区駅前町2-3-31  
**☎086-225-0631**  
<https://www.sunpeach.jp/>

**山口県／山口市** **防長苑**



**[和み宿泊パック]**  
**9,500円**(金・土・祝前日・春・夏・冬休みを除く)  
 ご夕食はお食事処で料理長自慢の会席料理をどうぞ。

〒753-0077 山口県山口市熊野町4-29  
**☎083-922-3555**  
<https://www.bochoen.jp/>

徳島県／徳島市

ホテル千秋閣



シングル **6,050円**(税込)  
ツイン(2名1室) **12,342円**(税込)～  
【料理長おすすめ1泊2食付プラン】  
お一人様 **8,700円**(税込)

〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-55  
☎088-622-9121  
<https://www.sensyukaku.jp/>

香川県／高松市

ホテルマリパレスさぬき



シングル1泊素泊り **5,600円**(税込)～  
ツイン(2名1室)1泊素泊り **5,300円**(税込)～  
【休前日限定プラン】  
1泊2食付**13,400円**(税込)～

〒760-0066 香川県高松市福岡町2-3-4  
☎087-851-6677  
<https://www.mp-sanuki.jp/>

愛媛県／松山市

えひめ共済会館



松山市の中心に位置し、交通アクセス良好。  
駐車29台  
シングルバスなし**3,630円**(税込)～、  
ツイン・和室(2名1室) **4,510円**(税込)～  
朝食バイキング**700円**(税込)

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-13-1  
☎089-945-6311  
<https://kyosai-ehime.or.jp/kaikan/>

高知県／高知市

高知共済会館 COMMUNITY SQUARE



【シニア宿泊プラン】  
素泊り **5,820円**(税込)  
1泊朝食付 **6,700円**(税込)  
※土曜日・祝前日・繁忙期は除く。  
※ご予約時にシニアプランを見てのご予約とお申し付けください。詳細はホームページまたは直接お問い合わせ下さい。

〒780-0870 高知県高知市本町5-3-20  
☎088-823-3211  
<https://www.kochi-cs.jp>



宮崎県／宮崎市

ひまわり荘

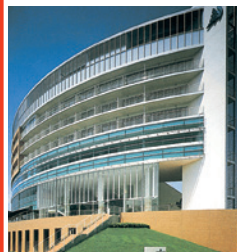


JR宮崎駅より徒歩約9分、宮崎の中心部に位置する落ち着いたホテルです。  
1泊1名様(税込)  
シングル **6,050円**～  
ツイン **5,610円**～

〒880-0867 宮崎県宮崎市瀬頭2-4-5  
☎0985-24-5285  
<http://www.himawarisou.com/>

鹿児島県／鹿児島市

マリパレスかごしま



1泊素泊り(税込)  
シングル **7,410円**～  
ツイン **6,805円**～  
和室 **6,200円**～  
詳しくは施設へ直接お問い合わせください。

〒890-8527 鹿児島県鹿児島市与次郎2-8-8  
☎099-253-8822  
<https://www.maripala.com/>

年金受給権者の方は、次の共済組合等が運営する宿泊施設についても相互利用することができます。なお、施設によっては利用を制限している場合もありますので、利用施設に直接お問い合わせください。

● 国家公務員共済組合連合会	<a href="https://www.kkr.or.jp/hotel/">https://www.kkr.or.jp/hotel/</a>
● 防衛省共済組合	<a href="https://www.boueikyosai.or.jp/site/folder5/">https://www.boueikyosai.or.jp/site/folder5/</a>
● 日本私立学校振興・共済事業団	<a href="https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html">https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html</a>
● 地方職員共済組合	<a href="https://www.chikyosai.or.jp/tabi-no-yado/">https://www.chikyosai.or.jp/tabi-no-yado/</a>
● 公立学校共済組合	<a href="https://www.kourituyasuragi.jp/">https://www.kourituyasuragi.jp/</a>
● 警察共済組合	<a href="https://www.keikyo.jp/syuku01.php">https://www.keikyo.jp/syuku01.php</a>
● 東京都職員共済組合	<a href="https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/">https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/health-resort/</a>



## 支給停止額の基礎

年金の支給停止となる額は**1 給与の月額(総報酬月額相当額)**と**2 年金の月額(基本月額)**をもとに計算されます。

### 1 給与の月額(総報酬月額相当額)

$$\text{総報酬月額相当額} = \frac{\text{当月の標準報酬月額}}{\text{標準報酬月額}} + \frac{\text{当月以前1年間の標準賞与額等の合計}}{12}$$

※ただし、月末に退職した方が1月以内に再就職した場合、前月の標準報酬月額を使用します。

### 2 年金の月額(基本月額)

$$\text{基本月額} = \frac{\text{老齢厚生年金・退職共済年金の額<sup>注1</sup> - 加給年金額<sup>注2</sup> - 経過的加算額<sup>注3</sup> - 繰下げ加算額<sup>注4</sup>$$

注1 複数の機関から受給している場合、全ての年金額を合算して算出することになります(退職共済年金は職域年金相当部分を除きます。)

注2 「加給年金額」とは、被保険者期間が20年以上である年金の受給権を有する方によって生計を維持されている65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級が1、2級に該当する子がいるときに加算される額をいいます。

注3 「経過的加算額」とは、20歳前や60歳後の期間など、老齢基礎年金の算定期間に含まれない公務員期間に係る加算額をいい、月数に応じた一定額が65歳以後の老齢厚生年金等の額に加算されます。

注4 「繰下げ加算額」とは、繰下げ受給を行った場合に加算される額です。

## 支給停止額の計算方法

総報酬月額相当額と基本月額の合計額が、支給停止の基準額**50万円**を超える場合、下記の計算による額が支給停止となります。

**1 総報酬月額相当額 + 2 基本月額**

**50万円以下** 支給停止なし(全額支給)

**50万円超** 支給停止あり

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{1 総報酬月額相当額} + \text{2 基本月額} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

※50万円の支給停止の基準額は、賃金や物価の変動により改定される場合があります。

※計算した支給停止額が年金額を超えるときは、年金の全部が支給停止となります。

計算例

基本月額が12万円で総報酬月額相当額が40万円の場合

$$\text{支給停止額(月額)} = (40\text{万円} + 12\text{万円} - 50\text{万円}) \times 1/2 = \underline{1\text{万円}}$$

1万円が年金の支給停止額となります(年額では12万円となります。)



# こんなときには届出を

下記の事由に該当したときは、届出が必要となる場合がありますので、各共済組合（指定都市・市町村・都市）までご連絡ください。ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号（8からはじまる14桁）」または「基礎年金番号（10桁）」が分かるものをご用意ください。



**届出が遅れると年金が過払いとなる場合があります。**  
**過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなります。**

## 1 公務員として再就職したとき・議会議員に就任したとき

### ① 公務員として再就職したとき

老齢厚生年金・障害厚生年金、退職共済年金・障害共済年金または退職等年金給付を受けている方が公務員（退職等年金給付制度が適用されない短時間勤務職員を除きます。）として再就職した場合には、届出が必要です。

### ② 議会議員に就任したとき

老齢厚生年金または退職共済年金を受けている方が議会議員に就任したときは、届出が必要です。



※議会議員の方で、議員報酬月額の変動や期末手当の支給があったときは、変動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要があります（共済組合が議会事務局から情報を取得できるときは、届出は不要です。）。

## 2 雇用保険法による給付を受けるとき

65歳未満の方が雇用保険法による給付（基本手当・高年齢雇用継続給付）を受けるときは、届出が必要です。ただし、次の場合は届出が不要となります。

- 老齢厚生年金を請求した際、請求書に雇用保険番号を記載している場合
- 過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合



※基本手当を受けるときは、基本手当の金額の多少を問わず、老齢厚生年金の全部が支給停止になりますので、慎重にご検討ください。

## 3 受取金融機関を変更するとき

年金の受取金融機関を変更する場合には、届出が必要です。

## 4 氏名・住所を変更したとき

氏名・住所を変更した場合の届出は、原則不要ですが、住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できないときは、届出が必要です。

なお、遺族年金の受給権者は、届出が不要な場合であっても、氏名変更理由の届出が必要です。



- ※電話番号を変更した場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更した旨を各共済組合（指定都市・市町村・都市）へご連絡ください。
- ※住民票上の住所を変えずに、居所を変更される場合（施設入所、親族の住所へ転居）は、各共済組合（指定都市・市町村・都市）へご連絡ください。あて先不明となり共済組合からの郵便物等が届かず、電話による連絡もつかない場合、年金の支払いを差し止めることがあります。
- ※年金の受取金融機関に対しても氏名変更の手続きを行ってください。双方の氏名（フリガナ）が相違していると年金の受け取りができなくなりますのでご注意ください。

## 5 遺族厚生年金・遺族共済年金等の受給権者が婚姻等をしたとき

遺族厚生年金・遺族共済年金等を受けている方が婚姻（事実婚を含みます。）した場合、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

※事実婚とは婚姻の届出はしていないものの、お互いに婚姻の意思をもって夫婦としての共同生活を送っている関係（内縁関係）をいいます。

なお、遺族厚生年金・遺族共済年金等を受けている子が直系血族および直系姻族以外の方の養子になった場合も、遺族給付の受給権が消滅しますので、届出が必要です。

また、復氏しても受給権は消滅しませんが、氏名変更理由の届出が必要です。

## 6 加給年金額対象者に異動があったとき

加給年金額対象者に次のような異動があった場合には、届出が必要です。

- 加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金を受給することとなったとき（ただし、加給年金額対象者である配偶者が65歳となって年金を受給することとなった場合は、届出は不要です。）
- 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき
- 加給年金額対象者である配偶者の恒常的な収入が年額850万円（所得で655.5万円）を超えることとなったとき など

## 7 障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金の受給権者が婚姻等をしたとき

障害等級1級または2級の障害厚生年金・障害共済年金を受けている方が、婚姻（事実婚を含みます。）により、恒常的な収入が年額850万円（所得で655.5万円）未満である65歳未満の配偶者と生計を共にすることとなった場合、届出により加給年金額が加算されます。

## 8 年金受給権者の所在が1月以上不明であるとき

年金を受けている方の所在が1月以上明らかでないときには、その方と同一世帯の方は、所在不明についての届出が必要です。

もしご本人がお亡くなりになったら

年金を受けている方ご本人がお亡くなりになった場合には、電話等にて各共済組合（指定都市・市町村・都市）へすみやかにご連絡ください。  
お亡くなりになったことに伴う年金の手続きをご案内いたします。

# ねんきんカレンダー

令和6年6月  
(2024年)

令和7年6月  
(2025年)

までの  
予定です。

時 期	定期支給関係	そ の 他	
令和6年 (2024年)	6月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1	
	6月14日(金)	年金支給日(4月・5月分) ※2	
	8月15日(木)	年金支給日(6月・7月分) ※2	
	10月15日(火)	年金支給日(8月・9月分) ※2	令和7年分「扶養親族等申告書」をお送り します(9月～10月頃)。
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月13日(金)	年金支給日(10月・11月分) ※2	
令和7年 (2025年)	1月下旬		令和6年分「源泉徴収票(はがき形式)」を お送りします。 ※発送時期は、各機関によって異なります。
	2月14日(金)	年金支給日(12月・1月分) ※2	令和6年分確定申告開始 (2月中旬～3月中旬)
	4月15日(火)	年金支給日(2月・3月分) ※2	
	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月13日(金)	年金支給日(4月・5月分) ※2	

※1 **【年金支払通知書】**は、支払いがある方に各共済組合(指定都市・市町村・都市)を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支給額(端数調整のみの場合は除きます)・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**をお送りします。

- ・支 給 額：所得税・社会保険料等が控除される前の額のことをいいます。
- ・支 払 額：所得税・社会保険料等が控除され、実際に送金される額のことをいいます。
- ・端数調整：各期支給額における1円未満の端数が生じたときはこれを切捨て、切り捨てた端数の合計額を2月期の支給額に加算して支払います。また、端数の合計額にさらに1円未満の端数が生じたときは切り捨てします。

※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



ご注意ください

**【年金支払通知書】**の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回です。年金が振り込まれる月であっても**【年金支払通知書】**をお送りしない場合があります。

## 年金相談窓口について

年金相談は、各共済組合(指定都市・市町村・都市)にて受け付けています。  
封筒に記載の共済組合にお問い合わせください。なお、お問い合わせの際には、「年金証書記号番号(8からはじまる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」とお名前等をお知らせください。

受付時間：月曜日～金曜日(祝日年末年始を除く) 午前9時～午後5時

※おかけ間違いのないようご注意ください。

『年金だより』についての  
ご意見、ご感想などを  
お待ちしております。



全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

年金だより

第35号 令和6年6月 発行：全国市町村職員共済組合連合会  
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611